

# 第1回「遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会」 会議録

日時：平成22年8月9日（月）  
午後1時30分から3時まで  
場所：東北大学大学院農学研究科  
附属複合生態フィールド教育研究センター

## 1 開 会

〔司会：大内信博 技術補佐（班長）〕

## 2 挨拶

〔大久保栄喜 農産園芸環境課長〕

皆様こんにちは。お暑い中、また、お忙しい中、本日の委員会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、常日ごろから宮城県農政の推進につきましても多大なる御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日はやや暑さは和らいでおりますが、これまでは非常に暑く、現在のイネの生育は非常に進んでおり、平年より4日ほど早い出穂期ということで、恐らくこの調子で行きますと9月上旬には稲刈りが仙南より始まる可能性があります。また、この暑さの中で野菜等につきましても、収量、品質に影響が出てきており、少しでも雨があればと思っております。

さて、県では平成19年度に「遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会」を設置いたしまして、約2年にわたりまして御検討いただいた結果、「国の法律でカバーできない部分を補完するために、遺伝子組換え作物の栽培に当たっては、県としての一定のルール作りが必要」との御報告をいただきました。

県ではこれを受けまして、平成21年度に「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針策定委員会」を設置いたしまして、本日御出席いただいている皆様の御協力によりまして、平成22年3月に「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」を策定したところでございます。

「指針」に基づきまして今年の6月に「遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会」を設置したところでございますが、この評価委員会については、2月と7月の年2回開催することにしてございます。しかしながら、今回、事務局の業務の遅れや日程調整の都合等によりまして、8月上旬の本日の開催になりましたことを大変申し訳なくお詫び申し上げます。

また、先ほど東北大学の遺伝子組換えイネの栽培ほ場を視察しましたが、既に栽培が開始されており、本来であれば、栽培計画書が提出された時点でいろいろと評価していただくところでございますが、これにつきましても「指針」の策定が未定であったこともありまして、重ねてお詫び申し上げます。

このような中で、本日開催する委員会の議事としましては、東北大学より提出されている栽培計画に対する評価、県の栽培に関する情報収集、情報提供の在り方、栽培に関する「指針」の内容について御検討いただくこととなっておりますので、委員の皆様にはよろしくお願い申し上げます。

### 3 「遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会」について

#### (1) 資料確認

〔司 会〕式次第，資料，参考資料の確認。

#### (2) 委員紹介

〔司 会〕資料1により，委員及び関係者，県職員の紹介。渡邊委員は欠席。

#### (3) 会議・議事の公開について

〔司 会〕資料2により説明し，公開とすることで委員の了承を得た。  
ただし，傍聴者はなし。

#### (4) 評価委員会の設置と「指針」の取組について

〔事務局〕評価委員会の設置と「指針」の取組について御説明いたします。資料の5ページ，資料3に基づき説明いたします。こちらには評価委員会の「設置要綱」をお示ししてございます。「指針」の第7には遺伝子組換え作物の栽培に対して管理体制を整備すると示してあり，「設置要綱」第1のとおり，これに基づきまして評価委員会を設置しております。

所掌事務としては，「設置要綱」第2にお示ししておりますが，遺伝子組換え作物の栽培計画に関する事，遺伝子組換え作物の栽培実績に関する事，また，「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」に関する事として，「指針」の見直し等についても御検討いただくこととしております。

構成につきましては，「設置要綱」第3で委員7名以内ということで，7名の委員様にお願いしているところでございます。

委員の任期につきましては，2年とございまして，平成24年3月までの任期とさせていただいております。

続きまして6ページの「指針」による取組概略図について御説明申し上げます。「指針」につきましては資料7として32ページ以降にお示ししていますが，記載内容を1枚に取りまとめてございます。

「指針」には，栽培者が遵守すべき事項，栽培計画書の提出，説明会の開催，栽培期間中の遵守事項等を記載しております。また，県が実施する事項として，受理した栽培計画書に対する指導とありますが，指導に際しましては評価委員会から意見，評価をいただきまして，県から栽培者に対して必要な指導を行って参ります。本日も栽培計画書に対する審査をお願いしているところでございます。

また，栽培期間中につきましても栽培計画書どおり栽培されているかどうかを県が現地確認をさせていただき，必要があれば評価委員会に報告させていただきこととしております。また，栽培終了後は栽培実績書を提出いただき，これにつきましても評価委員会に報告させていただきます。

その他に栽培計画以外の部分では，県は遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集を行い，県民に広く情報提供等を行っていくこととしております。

以上が「指針」の概略でございます。

〔司 会〕5ページの資料3を御覧ください。「設置要綱」第4に基づき，委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の方々の互選によりこれを定めるとでございます。いかがいたしますか，皆様にお諮りいたします。

〔委員〕事務局一任。

〔司 会〕事務局一任とのことですので、案といたしまして委員長に東北大学の國分委員に、副委員長として同じく東北大学の西尾委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〔各 委 員〕拍手により承認。

〔司 会〕それでは、「設置要綱」第5に、委員会の会議は委員長が議長となるとございますので、ここから議事の進行につきまして、よろしく願い申し上げます。

#### 4 議 事（座長：國分委員長）

〔國分委員長〕御指名いただいた東北大学の國分です。よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、次第にあります3項目でございます。

この順番のとおりに進めますが、それでよろしいですか？

〔委 員〕議長一任。

#### （1）遺伝子組換え作物の栽培計画及び現地確認調査結果について

〔國分委員長〕それでは、まず、遺伝子組換え作物の栽培計画及び現地確認調査結果について、事務局より報告をいただきます。

〔事 務 局〕遺伝子組換え作物の栽培計画及び現地確認調査結果について御報告申し上げます。栽培計画書につきましては、7ページの資料4になります。

詳細については、先ほどのほ場視察で東北大学日出間先生より御説明のあったとおりでございますので省略させていただきます。本栽培計画につきましては、「指針」の中間案段階である昨年12月に栽培計画書を提出いただいておりますが、本年3月の「指針」策定に当たりまして、手引きに沿った様式で6月に改めて提出いただいております。

続きまして「指針」第7に基づき実施した現地確認調査について御説明申し上げます。資料は14ページの資料5になりますが、説明は23ページの調査結果で行います。

調査につきましては、育苗期に当たる5月19日、移植直後の6月8日、出穂直前の7月27日に実施しております。調査方法につきましては、「手引き」にございます「遺伝子組換え作物の栽培に関するチェックリスト」を準用しております。23ページにつきましては7月27日に行った調査結果ですが、前回、前々回行った調査の確認事項につきましては、網掛けして記載しております。

現地確認調査の結果でございますが、栽培説明会の開催、看板の設置、ホームページ等による栽培計画の情報提供、また、育苗期間における交雑防止、移植後の花粉飛散対策のための風速計、防鳥網の設置等、その他の項目についても栽培計画書どおり実施されていたことを御報告いたします。

また、今後は収穫期まで混入防止対策を中心に現地確認調査を実施して参ります。

〔國分委員長〕現地確認調査の結果を説明いただいたが、先ほどの実際の栽培ほ場視察も含めて御質問、御意見等あればお願いする。

〔西 尾 委 員〕意見であるが、資料8ページにある同種栽培作物との距離に最短3

00mと記載されているが実際は140mではないか？  
視察資料を見るとセンター内の北側にはほ場が確認できる。一般栽培ほ場は310mであるがセンター内の研究ほ場は140mである。  
研究ほ場が水田であれば同種作物にということになる。

〔國分委員長〕東北大学齋藤教授いかがか？作物は判りますか？

〔齋藤教授〕一番近いところは畑であるが、その周辺には水田がある。

〔國分委員長〕一番近い水田はどこか？

〔齋藤教授〕畑の北側である。

〔國分委員長〕300mはなさそうである。畑とほぼ等距離ではないか？

〔西尾委員〕今日の資料では判らないので、後ほど東北大学に指摘いただきたい。

〔國分委員長〕ここは後で確認いただきたいが、一般農家のほ場までは300mであるが場内にもあるので、同種栽培作物への飛散という意味では同じである。

〔西尾委員〕これぐらいあれば一般的には問題ないと判断できるが、栽培計画書上の数値とは異なる。

〔國分委員長〕後で確認して必要であればこの部分を訂正いただくという措置をお願いする。

〔事務局〕了解した。

〔國分委員長〕他にいかがか？

〔三石委員〕同じような意見であるが、防鳥網の目についての確認である。  
現地確認調査では40mm程度とあるが、先ほどの説明では20mmである。より厳密であるから問題はないのであろうが、記述とは異なる。  
同じように、23ページ目の現地確認調査には、強風時で4m/Sとあるが、今日の説明では6m/Sである。  
栽培計画書と説明の整合性が必要である。

〔國分委員長〕現地確認の調査結果が古い場合も考えられるが、必要な措置である。その他に何かございますか？

〔入間田委員〕感想であるが、しっかりと管理されていると感じた。前回の遺伝子組換えイネの栽培ほ場も見せていただいたが、その時よりもずっと厳密であった。前回は上方のネットの設置はなかったし、長靴で中まで入ることが可能であった。研究内容についても個人的には良く判るように説明いただいた。

ただし、昨年度に「指針」を作成したわけであるが、その結果、「指針」どおりにやれているかが重要な部分である。

まず、栽培計画書は県の様式どおりにきちんと記載されているが、途中経過、例えば説明会の開催記録等について、本来は実施者が作成するものだが、現地確認調査結果の中には入っていない。

県の作った現地確認調査結果には、「県も説明会に参加，復命書で記録済み」との記載はあるが，県が求めている参考様式の確認内容である参加者数，説明内容，質疑の内容が復命書では判らないのではないか？

説明会を実施したところが作成するべきものとするがどうか？

他にもいくつかあるが，記載を担保する，あるいは証明するための記録が必要と考える。

説明会を例に挙げての意見であるが，その点を精査していただかないと県のチェックだけでは不十分だと感じた。

〔國分委員長〕今の御意見に対しては，この評価委員会ではなく，もとになった「指針」にも詳細に記載されている。

栽培途中の記録，文書，ホームページ等による情報提供等々，確かに，その点については先ほどの報告ではやや不十分と考える。

例えば，説明会では，どのくらいの参加人数で，どのような質疑があり，それに対してどのような措置を講じたか，こうした点は詳細に記録として残す必要があり，県がチェックするというよりも，栽培する側が記録するべきと考える。

〔事務局〕現地確認調査では，復命書という一言で記載させていただいたが，この点については，やはり栽培者側から記録として提出いただく必要があると考える。

〔國分委員長〕説明会実施後は，県に報告書を提出することになっている。実施者からは提出されているのか？

〔事務局〕提出されていない。

〔國分委員長〕至急提出していただく必要があるので，よろしく願います。

〔事務局〕了解した。

〔國分委員長〕本件については，紫外線感受性イネと抵抗性イネが対象であるが，一連の試験であることから，一つの栽培計画書での申請でも良いのではないか？

より丁寧ではあるが，一緒に提出することで「指針」の運営上何か問題はありますか？

〔事務局〕初めての案件であり，試行錯誤的に実施している。より厳密にということで，今回は遺伝子組換え作物ごとに別々に出していただいたが，今後はまとめていただいてもかまわないと考える。

〔國分委員長〕花粉の飛散防止の部分で，いろいろな措置をしていただいているが，私の個人的な意見としては，ほ場外に出る可能性が最も高いのは，我々の衣服に付着したものと考える。

衣服だけではなく顔や手足も含まれるが，その点はしっかり対応しているのか確認したかったのだが？

鳥などよりも衣服についた花粉を人間が外に運ぶのが心配である。

〔事務局〕ほ場に設置してあるプレハブで，衣服，靴を着替えることを現地確認調査で確認している。

〔國分委員長〕肌でも運ぶ可能性があると思うがいかがか？

〔西尾委員〕花粉が不活化するまでの時間が問題と考える。  
アブラナになると影響はあるが、イネでは数時間で死んでしまうので風の方が重要である。

〔大久保課長〕今の國分委員長のお話であるが、視察の際に作業員の方が作業していたが、衣服等につくことの危険性はないのかということ、日出間教授にお聞きした。  
イネの花粉の寿命は極めて短く、開花、花粉の飛散は午前中に限定される。午後にはほとんど飛ばないので、作業は午後に行っているとのことであった。

〔國分委員長〕他にいかがか？  
「指針」には栽培者が遵守する事項がいろいろと定めてある。いくつか御意見があり何らかの措置が必要なものもあったが、大体は遵守され実施されていると判断する。  
訂正、補充していただくのは、「説明会の記録の提出」、「ほ場との距離の正確な記載」、「防鳥網の目の記載」についてである。他に何かあれば提案いただきたい。

〔三石委員〕例えば8ページに出穂2週間前から収穫期までに3重の防雀網を設置とあり、12ページでは防雀網が設置するとある。一方で18ページの現地確認調査では2重に設置する予定とある。こういった点は説明と栽培計画書の整合性を取った方が良いと考える。

〔國分委員長〕実際に実施していることと記述とに食い違いがあるという指摘である。

〔三石委員〕例えば当初は2重だったのが3重になったのは仕方のないことであるが、一緒に出てきた書類の数値や記述が異なることは問題があると考え。特に交雑防止の部分は重要なところである。

〔國分委員〕その点は栽培者にもう一度吟味していただく必要がある。  
既に実施していることであるので、記述が直せるのであれば直していただきたい。

〔事務局〕了解した。

〔國分委員〕御指摘いただいた点を訂正していただく、あるいは補充していただくことで対処したいと考える。では、次の議題に移ります。

## （2）の遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集、情報提供について

〔國分委員長〕次に遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集、情報提供について、事務局より報告をお願いします。

〔事務局〕「指針」第3に基づき、県が実施した遺伝子組換え作物の栽培に関する情報収集、情報提供について御報告申し上げます。26ページの資料6になります。  
まず、「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」策定の周知として、公文書による周知を平成22年3月26日に実施しております。通知先

は、各市町村、各関係団体、大学などです。また、同時に当課ホームページにも「指針」及び「手引き」を掲載しております。

栽培計画書の提出に関する周知と県内での栽培計画に対する情報収集は、文書により、平成22年6月11日に依頼しております。通知先は、各市町村、関係団体、大学などに加え、種苗を取り扱う(社)日本種苗協会宮城県支部会員にもお願いしました。また、同様にホームページに掲載するとともに、平成22年6月20日発行の河北新聞「県からのお知らせ」にも掲載しております。なお、新聞等への掲載については、今後、定期的に実施していく予定です。

これらの情報収集の結果を受けまして、県内における遺伝子組換え作物に関する情報として、当課のホームページに東北大学の栽培計画書を掲載するとともに、県内における栽培計画が東北大学以外にないことを情報として掲載しております。

本日の評価委員会の開催についても、県広報課を通じて情報公開しております。

〔國分委員長〕情報収集、提供については今の御説明のとおりだが、他にもこんなところに周知すべきなどの意見があれば御発言いただきたい。

県としては、今回の周知先で全て網羅されているとお考えか？

〔事務局〕農業関係という部分では網羅しているとお考える。

〔國分委員長〕種苗会社や一般企業という点では、まだ、検討の余地はあるということか？

〔事務局〕そのとおりである。

〔入間田委員〕少し前に戻るが、現地確認調査結果の栽培説明会の項目について、大崎市役所、鳴子総合支所でも説明とあるがどういうことか？

〔事務局〕実際に、日出間教授が大崎市役所、鳴子総合支所の農政主務課に訪問し、栽培計画について説明したとのことである。

〔國分委員長〕他に御意見がなければ次の議題に進みます。

### 〔3〕「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」について

〔國分委員長〕では、次に「遺伝子組換え作物の栽培に関する指針」についてであるが、評価委員会は「指針」を受けて開催している。

また、「指針」に訂正や検討が必要な場合は、評価委員会で意見をいただき、必要があれば意見に基づき見直しを行うことになっている。

もう少し運営してからでも遅くはないとお考えるが、もし、現段階でこの点について改正の方向で検討した方が良いという項目、あるいは改正までには及ばないが、この点は問題だという項目があれば意見をいただきたい。

年2会の開催であることから、次回にその点を御検討いただきたいと考えているがいかがか？

〔坂井委員〕「指針」の改正というわけではないが、我々生産者は、収穫が終わった後、耕起するわけであるが、直ちに耕起するという項目は必要ないか？

- 〔國分委員長〕残渣の処理については9ページに記述がある。  
種子に関しては全て化学分析を実施するとある。センターではやらずに仙台の研究室で実施するだろう。ここから持ち出す際は専用の容器に入れて持ち出すことになる。  
ワラについてはほ場に鋤込むとある。
- 〔坂井委員〕直ちに鋤込まなければ、刈取り後にひこばえが出穂する場合もある。
- 〔國分委員長〕確かに早めに収穫すれば、秋の天候によっては出穂する場合もある。  
それは、当然何らかの措置が必要であるが、栽培計画書ではそこまでの記述がない。
- 〔坂井委員〕速やかにとあるので問題はないが、速やかな程度もある。  
また、鋤込みの際にトラクターのタイヤに粘がつく場合もある。  
機械はほ場内で洗浄するのか？
- 〔國分委員長〕機械についてはほとんどが手作業とあるが詳細な記述はない。  
栽培計画書の収穫物と収穫残渣の項目に、運搬、保管、出荷先の記述に加え、稲刈り、脱穀、籾摺り、鋤込み等の調製作業の方法を簡単でも良いから記入いただくと安心できるとの指摘である。
- 〔事務局〕了解した。
- 〔國分委員長〕本評価委員のほとんどの方は「指針」作成に参加いただいたが、策定委員会には参加いただかなかった山田委員は何か意見はないか？
- 〔山田委員〕「指針」とは直接関係はないが、遺伝子組換え作物の種子以外の部分、残った葉や茎については、鋤込んだだけで本当に不活化できるのか？
- 〔國分委員長〕気温によっては、翌年まで多少残る場合もあるが、鋤込むことで分解される。
- 〔齋藤教授〕不用意に持ち出したり焼却したりするよりは、土に埋める方がむしろ安全である。
- 〔山田委員〕組換えダイズの話を書くことがあるのだが、オートクレーブ120の処理で、遺伝子がなかなか失活しない。  
醤油は酵素の影響によりやがて失活するが、味噌では残ってしまう。
- 〔齋藤教授〕遺伝子は断片として残るので、PCRを用いれば検出される可能性はある。
- 〔國分委員長〕量が少なければ高熱で焼却するという方法もあるが、ある程度の面積がある場合は大変であると考え。  
ただし、大変であっても必要な措置は実施しなければならないと考える。
- 〔齋藤教授〕基本的に焼却処理はダイオキシンの問題などもあるので、土壌での処理が現実的である。



〔國分委員長〕他にいかがか？

〔三石委員〕今シーズンはまさに栽培が始まったばかりであるが、実績が上がった段階で、國分委員長が先ほど言われた、人が媒介する場合の交雑防止について、今後考えていく必要があるのではないかと？  
「指針」の中に盛り込むのが良いのかどうかは判らないが、開花時期に同じようなほ場を視察しない等当たり前のことではあるが記述がない。

〔國分委員長〕農林水産省の第1種使用規定承認組換え作物栽培実験指針でも、風や小動物の影響は記載されているが、人間の記述はない。  
この点については評価委員会で勉強しても良いと考える。  
西尾委員は何か情報をお持ちではないか？

〔西尾委員〕イネについては花粉の寿命は短い、寿命の長いものもかなりあるので、そういったものが栽培される場合には問題になる。

〔三石委員〕現段階では問題ないと思うが、ある程度栽培ほ場数が増えた場合に備え、将来的な考えを評価委員会として持っていて良いと考える。

〔西尾委員〕今回の場合は栽培計画書に従い、かなり厳密に管理されている。  
しかし、一般栽培しても良いと承認されている作物の場合、今ほど厳密には栽培、管理されない可能性がある。  
その際にコントロールできるよう「指針」に盛り込む必要はあるかもしれない。

〔國分委員長〕人の体に付着した場合の人為的な交雑の危険性について、いろいろと意見をいただいたが、他にはないか？

〔入間田委員〕資料の39ページに栽培に当たって必要な添付書類とあるが、事務局には、今後、栽培計画書とその記述を担保する添付書類を一式にして、評価委員会の資料として提出いただきたい。

〔事務局〕了解した。

〔入間田委員〕同様に各委員に質問であるが、東北大学では、土に埋めると影響を及ぼさないことを生物多様性影響評価試験ということで実施し、文部科学省等に申請書と一緒に提出していると思われるが、栽培計画書の中で、「影響のない」という一言で記述されている。  
実際に試験は実施しており、データはあるはずであるが、こうしたデータも添付資料として必要ではないか？  
根拠となるデータを見せてもらっても判らない場合はあるが、栽培計画にも関することなので、必要と認めるなら今後のためにもそうした資料の一式を求めても良いと考える。  
一般栽培の場合とは異なるであろうが、今回の実験栽培を参考にすれば、今後の方針などが見えてくると思う。

〔國分委員長〕栽培計画書には鋤込むことにより確実に不活化するとあるが、既存の文献などからの引用ではないか？

〔入間田委員〕生物多様性影響評価試験を実施しているとの説明であった。

〔齋藤教授〕実際に土壌微生物などに対する影響評価を実施している。環境省等に申請書を提出するには、こうしたデータが必要である。

〔國分委員長〕添付いただくことは可能か？

〔齋藤教授〕可能である。環境省，文部科学省に申請する際に，生物多様性影響評価検討会に膨大な資料を提出している。

〔國分委員長〕この作物の栽培は今年が初年目か？

〔齋藤教授〕去年審査され，秋に許可された。それまでの実験室レベルのデータはある。

〔西尾委員〕農水省の生物多様性評価検討会には，それほど厳密なデータは出ていないはずである。  
後作に何らかの作物を植えて影響がなかった等のデータである。

〔國分委員長〕可能であれば栽培計画の記述を裏付ける具体的なデータを求めてはどうかとの意見である。

〔西尾委員〕今回の場合は生物多様性影響評価の試験データはあるので提出は可能と思うが，今後，第1種使用規程が承認され，栽培が認められている作物に対して，詳細なデータを栽培者に要求するわけにはいかないと考える。  
一般農家が栽培したいという際に求める必要はないと考える。

〔國分委員長〕この点については大学側で具体的なデータを既にお持ちのようなので，提出していただくことでよろしいか？

〔委員〕了解した。

〔國分委員長〕他に意見はありませんか？

〔坂井委員〕花粉飛散のモニタリング用のトラップを設置するとあるが，イネの隔離すべき距離は30mとあるので，本当に30mであるのかどうかを確認したい。

〔國分委員長〕何か所かに設置するとの説明であった。

〔事務局〕日出間先生の説明ではほ場の内外に設置するとのことでしたので，その中で30m近辺のデータについて，提供をお願いします。

〔國分委員長〕今日あたりが飛散のピークと考えられる。  
実際に飛散していないなら，むしろ，もっと近距離のデータの方が信頼性があると考え。  
その結果についてはお知らせいただくということによろしいか？

〔坂井委員〕お願いします。

〔事務局〕了解した。

〔國分委員長〕それでは、議事の3項目の議事が終了したので、本日の委員長の任は解かせていただきます。  
どうもありがとうございました。

#### 4 そ の 他

〔事務局〕評価委員会は、毎年2月と7月の2回開催の予定ですが、次回は平成23年2月8日に開催したいと考えています。  
ただし、大分先のことでもあるので、年末に再度調整させていただきたいと思います。

〔西尾委員〕本評価委員会は、新たな栽培に関する案件がなくとも開催するということか？

〔事務局〕定期的に行う予定です。  
新しい案件はなくとも本年の栽培実績書についてもお諮りする予定です。  
また、指針の見直しに関する部分も検討をお願いします。

〔委員〕了解した。

#### 5 閉 会

〔齋藤益郎 農産園芸環境課技術副参事兼技術補佐〕  
本日はお暑い中、御検討いただきましてありがとうございました。また、栽培計画に対しての御意見、県の確認事項も含めまして御意見をいただきました。今後、これらの点を踏まえて次回の評価委員会に望みたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

〔事務局〕委員の皆様には活発な御議論をいただきありがとうございました。以上をもちまして、第1回「遺伝子組換え作物の栽培に関する評価委員会」を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。